

1. 原稿の種類

原著を原則とし、和文、英文のいずれでもよい。

2. 用紙

和文原稿の場合は A4 判用紙を使用し、縦置きとする。

英文原稿の場合は、A4 判または国際版 (216×280mm) の用紙を使用する。

3. 原稿紙数

和文、英文ともに刷り上り 10 頁以内とする。

4. 原稿の作成方法

1) 表紙 (1 ページ目)

a. 和文原稿の場合

日本語での表題と著者名、英語での表題と著者名、日本語での所属およびその所在地、英語での所属およびその所在地、日本語でのランニングタイトルを、この順に従って書く。

なお、著者の所属の表記には、筆頭者以外の共著者が所属を異にする場合は共著者およびその所属名の冒頭に \* さらにには\*\* 印をつける。

b. 英文原稿の場合

英文での表題と著者名、日本語での表題と著者名、日本語での所属およびその所在地、英文での所属およびその所在地、英文でのランニングタイトルを、この順に従って書く。

なお、著者の所属の表記には、筆頭者以外の共著者が所属を異にする場合は共著者の右肩およびその所属名の冒頭に \* さらにには\*\* 印をつける。

2) Abstract (2 ページ目)

和文、英文いずれの原稿の場合にも、英文の Abstract (研究目的、方法、結果および結論を理解できるような 200 語以内の概要) を記載する。Abstract の下には、3~5 語のキーワードを、和文原稿の場合には日本語および英語で、英文原稿の場合には英語のみで記載する。

3) 本文 (3 ページ目~)

和文原稿の場合は、一段が 25 字×45 行の二段組で作成する。

原則として平仮名は現代仮名使いとし、漢字は常用漢字とする。外国語、外国固有名詞、化学物質名などは原語とし、外来語、動植物名などはカタカナ、数詞は算用数字の使用を原則とする。

英文原稿の場合は、一段の 1 行がおおよそ 50 字となるようにし、以下は和文原稿の場合に準ずるものとする。イタリックを必要とする場合は、目印にアンダーラインを引く。

4) 和文の要旨 (英文原稿のみ)

英文原稿の場合は、400 字以内の和文の要旨 (研究目的、方法、結果および結論が理解できるもの) を原稿末尾に記載する。要旨は一段組みで作成し、要旨の下に、3~5 語の日本語のキーワードを入れる。

5) 単位および単位記号

国際単位系、メートル法を基準とする。

## 6) 項目の区分

### a. 大項目

前後を1行あけ、行の中央に記載する。

原著論文の緒言 (Introduction), 材料 (Materials), 方法 (Methods), 結果 (Results), 考察 (Discussion), 註 (Notes), 引用文献 (References) などが相当する例である。

### b. 小項目

以下の順で使用する。

1., 2. ...行の第1字目に記す。

1), 2) ...行の第2字目に記す。

a., b. ...行の第2字目に記す。

a), b) ...行の第3字目に記す。

## 7) 註

註が必要な場合には、本文中の該当箇所右肩に<sup>a)</sup>のように上付き文字で順を記し、本文、謝辞の後、文献の項目の前に一括掲載する。

## 8) 引用・参考文献

### a. 引用方法

本文中該当箇所の右肩に、連続する文献引用の場合は<sup>1-4)</sup>、連続しない文献引用の場合<sup>3,5)</sup>のように記す。

### b. 文献の記載方法

a) 文献は、引用順に配列し原稿末尾に二段組みで一括記載する。

b) 文献著者名は、筆頭から3名までの名前を記載し、それ以上は他 (et al.) とし、人名の記載は英文名でも姓を先にすることを原則とする。

c) 雑誌から引用する場合は、著者名、表題、掲載雑誌名、巻数 (必要であれば号数)、頁一頁、発行西暦年の順に記載する。雑誌名は、日本医学雑誌略表 (日本医学図書館協会編) および Index Medicus に従うこと。次の例を参考に記載すること。

(例)

1 Makino, K.: Fluorophores of the human retinal pigment epithelium. *Exp. Eye Res.* 50:79-88, 1981.

2 Sakaguchi, M., Benet, T. M., Jameson, E. W., et al.: Two new leas from Japan. *J. Med. Zool.* 156-162, 1959.

3 花山美代, 桜木和実, 梅桃光子, 他: 性周期記録のころみ. *母性衛生* 20(3):34-56, 1987.

d) 単行本から引用する場合は、著者名、(編者名)、書名、版数、発行所、発行地、引用頁、発行西暦年の順に記載する。次の例を参考に記載すること。

(例)

4 Wintrobe, I. W.: *The conduction of the nervous impulse.* Liverpool Univ. Press, Liverpool, 1974.

5 Hodgkin, A. L.: *The erythrocyte.* In *Clinical hematology.* 7th ed. Lea and Febiger, Philadelphia, 1974.

6 Schwarts, T. W. and Tager, H.: *Biosynthesis of pancreatic polypeptide.* In *Gut hormones.* 2nd ed. Churchill Livingston, Edinburgh, London, Melbourne, New York, pp.202-205, 1981.

- 7 桃山浩, 梅山春子, 桜井洋: 心理学の探究. 第2版, 国土社, 東京, 1978
- 8 松竹太郎, 梅山春子, 桜井洋 (山川一郎, 高山登編): 松果体腫瘍に対する重量子線の効果: 放射線治療, 医学大学書房, 大阪, pp96-102, 1978.

e) ウェブサイト上の情報から引用する場合は, 著者名, 当該情報のタイトル, URL (最終アクセス年月日) の順に記載する. 次の例を参考に記載すること.

(例) 厚生労働省: 年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について (進捗状況), <http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070831shintyoku.htm> (2007年12月3日).

## 9) 図表

### a. 表の作成

図 (写真を含む) および表は, 図ごと, 表ごとに, 通し番号をつける. 図表は, 直接製版ができる完全な原図として白黒で作成し, 図表の幅は一段分の幅および二段分の幅のいずれかとする.

### b. 図表の配置と説明文

図 (写真を含む) および表は, 原則として本文中に組み入れる. 図のタイトルおよびその説明文は図の下に入れ, 表のタイトルは表の上に, その説明文は表の下に入れることを原則とする. 図のタイトルおよび説明文は, 引用文献の後にまとめて記載することもできる.

図表を本文中に組み入れることが困難な場合は, 挿入箇所を余白にて示し, 【図 1 挿入】のような表示を余白内に入れる. それらの図表は, 必ず一つずつ A4 版用紙に作成し, 論文原稿の末尾に置く. 図表の邪魔にならない下部分に, 筆頭者氏名, ランニングタイトル, 通し番号を記載する. タイトルおよび説明文は引用文献の後にまとめて記載する.

## 10) 倫理的原則に関する事項等

人が対象である研究に関しては倫理委員会, 動物が対象である研究に関しては動物実験委員会, 遺伝子・組換え実験を含む研究に関しては遺伝子・核酸組換え実験安全委員会の承認を得, その旨を本文中に明記する.

利益相反に関わる可能性がある研究においては, 利益相反審査会の承認を得, その旨を本文中に明記する.

## 5. 原稿等の提出

1) 提出物は, 以下の通りとする.

- (1) 原稿正本: 1部
- (2) 原稿コピー: 1部
- (3) 投稿票: 1部
- (4) チェックリスト: 1部

### 2) 電子メディアの提出

和文, 英文原稿ともに, 図書紀要委員会による受理後, コンパクトディスク等の電子メディアを提出する. メディアには, 筆頭者氏名, ランニングタイトル, 作成 OS およびソフト名を明記する.

原稿は原則として Microsoft Word で作成し, 一つのファイルとして提出する. 図表を除いたテキストファイルも作成し添付する. 図表等で一つのファイルにまとめることができないときは, TIF, JPEG 等のファイル形式で保存したものを添付する.

## 6. 校正

校正は, 原則として著者が行い, 再校までとする. 校正での訂正は, 誤字と脱字を修正する程度にとどめ, 内容の変更や追加・削除, 図表の変更は認めない. なお, 校正原稿は図書紀要委員会で定めた期日までに担当事務局に返却する.

附則

この執筆要項は平成20年 4月 1日より施行する。

附則

この改正執筆要項は平成21年11月 1日より施行する。

附則

この改正執筆要項は平成26年 4月 1日より施行する。

附則

この改正執筆要項は平成27年 4月 1日より施行する。

附則

この改正執筆要項は平成28年 4月 1日より施行する。